

# 令和3年度 開成町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和3年4月1日策定

## 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進し、その需要の増進等を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めるものとする。

## 2 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本町の全組織とする。

## 3 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務とする。

## 4 調達の目標

障害者就労施設等からの令和3年度物品等の調達については、前年の調達の実績を上回ることを目標とする。

## 5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、各課等に対して、福祉課がその情報を提供する。
- (2) 各課等は、障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努めるものとする。
- (3) 各課等は、障害者就労施設等に対し、各種行事等における自主製品の販売の場の提供など、障害者就労施設等の利用者の工賃の向上のため、支援するものとする。

## 6 調達実績の公表

町は、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表するものとする。

## 7 調達方針の担当所管

本調達方針の担当所管は、町民福祉部福祉介護課とする。

## 8 物品等の調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所、施設等のうち次に揚げるもの
- ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型及びB型）
  - ウ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
  - エ 地域活動支援センター
  - オ 生活介護事業所
- (2) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所で次に揚げるもの
- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく、子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（障害者を雇用する事業所で、次の①から③までに揚げる要件の全てを満たす事業所）
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
  - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

## 9 その他

町が直接発注する物品等に限らず、公共施設やイベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達拡大が図れるよう支援するものとする。